

第2回 学生野球憲章検討委員会 議事要旨

- 1、日時 平成20年7月7日（月）午後1時～3時30分
- 1、場所 日本学生野球協会会議室
- 1、出席者 石井紫郎、浦川道太郎、辻村哲夫、望月浩一郎、野村徹、西岡宏堂、
田和一浩、大谷哲夫、田名部和裕 各委員
- 説明者 中村哲也氏（一橋大学大学院）
- 陪席者 南原理事、内藤事務局長、小森高野連事務局長

○石井委員長：本日は、いろいろな方にレクチャーをお願いして、質疑応答や議論をしたいと思います。まず、一橋大学大学院の社会学研究科博士後期課程の中村哲也さんからお話しを伺うことにいたします。

○中村氏：学生野球協会と学生野球憲章の成立過程についてお話しさせていただきます。1930年ごろ、野球人気が非常に拡大して、いわゆる「野球狂時代」と呼ばれる時代が到来した。その中で学生野球の弊害と呼ばれるものが指摘されるようになった。企業主催の大会が乱立、それに出場した中学校チーム（現高校）に交通費などの名目で金銭が供与される。東京六大学では入場料収入が多く、その使途が不明確であると指摘された。それから、選手の成績や進学に対して便宜供与が図られたり、1931年には「八十川ボーク事件」というプレーをめぐる応援団同士の乱闘騒ぎが起こるなどが弊害として指摘される状況が生まれた。

こうした問題を解決するために、1932年文部省が直接統制することを決め、いわゆる野球統制令、「野球ノ統制並ニ施行ニ関スル件」ということになった。

野球統制令の主なものが、①小学校は対外試合を原則禁止する。②旧制中学校の全国大会を春夏2回に限定、留年した選手の出場を禁止する。③大学連盟の年間の活動や収支を文部省に報告する。④入場料徴収の試合は文部省の許可を必要とし、必要経費以外への支出を禁止する。⑤外国チームとの試合の原則禁止、選手への金銭や便宜供与の禁止。⑥応援団の統制。

これにより学生野球の活動のあらゆる側面に文部省の許認可が必要になった。1933年から34年には春秋2シーズンで行われていた東京六大学リーグ戦を1年間1シーズンにしろということを文部省から指示され、平日の試合も禁止された。

1941年に夏の中等野球大会が中止、翌年は文部省主催大会に併合された。1943年には戦争の拡大という側面が大きいです、文部省の介入が続発、東京六大学野球連盟の解散も指示された。その根拠が野球統制令によるものとされた。

こうした流れを踏まえて、終戦後に行われるのが学生野球協会の設立と学生野球基準要綱の制定となる。

1946年に文部省と学生野球側で話し合いがもたれ、1947年5月に文部省体育局長から「関係学校当局の教育的責任において学生野球が健全に施行されるとともに、文部省に代わる学生野球の指導監督機関の設置を条件」に野球統制令の廃止が明言された。同年8月に学生野球指導委員会が設置され、学生野球基準要綱がつくられた。この制定の中心になったのが、早稲田大学野球部長で民法の教授である外岡茂十郎氏であった。

外岡氏は、「戦後における我国スポーツ界の基本的な課題は戦中、役人の手に接収されたスポーツを、民間の手に還らせる場合に民間側のこれが受け入れ体制は如何にあるべきか」として、民間の手による学生野球の基本的なルールを作ることとした。

特に外岡氏が重要だと考えたのが、シーズン制と主催者、入場料収入とアマチュアリズムの確立で、「学生野球の健全なる発達を期するためには、是非とも明確にして置かなければならない、根本的な問題」であると位置づけ、選手買収主義の排撃、コーチ、審判などへの無報酬主義、プロとの試合禁止などというアマチュアリズムを全面に打ち出した。

また、審査室という制度をつくり、「行政事務」を担当する「会長、副会長、理事が触れていけない部分、つまり裁判官の仕事に該当するような部分、司法権の独立といったような意味」を持つ機関として位置づけられた。この審査室を置くことにより、「裁かれる人と裁く人が同じ」になることを防ぎ、「学生野球の本義を護り抜くところ」とし、学生野球協会を独立性の高い組織とした。

その後、要綱が学生野球憲章となり、外岡氏は「日本学生野球憲章が学生野球に関する最高の法規として尊重されなくてはならないことと。而して日本学生野球協会は、これが指導監督の最高の責任者である。」ということで、憲章と協会が最高の地位に立って学生野球を運営していることが確立された。

- 内藤事務局長よりプロアマ関係の制度の変遷について説明をおこなった。
- 田名部委員：他のスポーツで野球統制令のようなものが設けられたり、入場料が問題になったりしたことはあったのか。
- 中村氏：1928年ぐらいから文部省のスポーツ政策が本格化し、その最初が野球統制令になった。やはり野球人気の高さがあって野球以外のスポーツは統制の対象とはならず、ほかは一律に体育審議会で答申が出され、その通りになされていくという形だった。

また、ほかのスポーツでは入場料については全くあてはまらなかったと思います。いまの国体の前身である明治神宮競技大会が有料でおこなわれていましたが、ほかの競技にはお客さんが集まらず、野球ばかりに観客が集中しました。ほかの競技で問題になるということは、私の知る限りではないと考えている。

- 浦川委員：外岡先生がかかわっていたのはどのあたりまでか。
- 内藤事務局長：昭和54年の改正まではかかわっている。
- 望月委員：ここまでの研究された成果を踏まえて、どの辺りに問題意識を中村さんはお持ちなのか。
- 中村氏：1つは、アマチュアリズムの確立です。アマチュアリズムというのは、基本的にはプロの排除がメインで、アマチュアリズムはプロを敵視するが、必ずしもプロとアマが敵対関係でなければならないというわけではないと思う。

入場料を好き放題使うとか、学生選手に何千万とお金が積まれる状況になると、やはりそれはふさわしくないと思う。それを防ぐ理念をどう展開するかだと思う。

もう一つは野球を統制するというのが学生野球のルールの基本的な課題だった。そのために、トップレベルでいかに弊害をなくすかが中心で、学生野球の選手をどう位置付けるかが触れられていない。例えば憲法で言うなら、基本的人権があって、してはならないという形があるが、その人権に当たる、選手がどういった権利を持つ主体であるのかということが一切触れられていない。

それから学生野球をいかに普及するか、振興するかといった内容も、この憲章には書かれていない。こうしたものを加えられるのが私はよいと思います。

○石井委員長：有難うございました。では次に高校野球の現場で指導された西岡委員、よろしくお願ひします。

(西岡委員は滋賀県膳所高校野球部監督として9年間指導、60回大会に甲子園出場、以後同校校長、滋賀県高等学校野球連盟会長を歴任された)

○西岡委員：実は指導者になって憲章を読んだのは2年くらいたってからだった。

憲章を読むきっかけは、膳所高校の部活動が全部「班」と名づけられていた。野球班、ラグビー班、吹奏楽班と、全部班でした。戦前は「部」というのはもっと大きな組織を言うのであって、体育部、文化部というもので、各部活動は全部「班」にせよと指示があったようです。なぜ「班」と呼ばれたのか調べていて、野球統制令を知った。それで学生野球憲章も読むようになった。

私は指導者になった当時、選手たちに憲章をどのように伝えていたかという、ストレートに生徒たちに伝えることはしなかった。いわゆるフェアプレーの精神だとか、フレンドシップ、ファイティングスピリッツといったものを具体的にいろいろと生徒たちに伝えた。

例えば、試合で相手のミスに野次を飛ばすということは厳しく怒った。「相手を励ますとか、あるいは味方を励ますのはよいが、相手をやじることは絶対にしてはいけない」と指導した。これが私の中のフレンドシップです。

フェアプレーは言うまでもないが、ファイティングスピリットは、最後まで結果を考えないで全力を挙げよ、全力を尽くせと求めた。どれだけ相手が弱いチームであろうとも全力を持って相手を倒せと、相手が弱いからといって手抜きをする、これは絶対にいけないと指導した。

高校野球連盟のFマークは、フェアプレー、フレンドシップ、ファイティングスピリッツの意味が含まれていると伝えられている。

次に、「高校野球にはレッドカード、イエローカードは存在しない」、これはいわゆる試合中のことで、サッカーのように「次にやったら退場」というのはない。必ずルールを守る、ルールの下にやるということだ。サッカーのように多くの観客が見ている中で、審判の目が届かないところで足を引っ掛けたり、シャツを引っ張ったり、あるいは肘鉄を食らわせるというようなことは、野球ではありえない。指導者は口うるさく指導している。

このルールを守ることが、ひいては学校の中でルールを守る、社会へ出て行ってルールを守ることに繋がる。ルールを守ることが野球の中だけのことではないと言い続ける。あらゆる高校の監督は、常にそういう意識で指導していると思う。

ここでお話しするに当たって、様々な学校の校長や、生徒指導の関係者、現在の監督らに話を聞いたが、共通した意見は、「野球部は、生活指導や生徒指導を一生懸命やってくれている。彼らの行動がみんなのお手本になっている。学校全体としてよいものを生んでくれている」というものだった。

それだけに野球の指導者は、ものすごいプレッシャーを感じ、「重たいな、しんどいな」という思いは正直ある。

佐伯元会長のころは随分厳しくて、指導者が飲酒運転をしたら、たちまちチームの出場停止に繋がった。選手に迷惑がかかる、チームに迷惑がかかるということで監督をしているときは、非常に厳しく自分を律するようにした。

一番厳しかった代表的なものは、選抜大会の選考だった。秋の大会で、もしかしたら選考されるとなった途端に、「あれだけ頑張っている野球部の夢をつぶしてはいけない」と、学校を挙げて非行をみんなでも抑えていく。今と違って学校全体の品位を重視されたので、学校自身が随分よい方向に変わっていったということがあった。

残念ながら今はそういうことがなくなった。指導者の事件は指導者の問題であって、選手たちに影響を及ぼさないという形に変わってきている。それは悪いことではないのだが、高校野球が学校の中で生活指導、生徒指導面で果たしてきた役割は、ちょっと弱くなったと思う。

次に、「甲子園大会は目的ではなく目標」と指導した。高校球児の大半は高校で野球を終える。あとは趣味として野球をやるくらいで、ましてやプロ野球というのはほんの一握り、大学というのはいくらか多いくらいだ。大学へ行くものの中には、また指導者として帰ってくるものがある。こういう生徒は大学では野球をやらず、専ら教員免許を取って教師になろうとする。

そういう意味で、将来野球をやるのは二つの形がある。プロの選手になるか、中学、あるいは高校の指導者になるか、高校野球をやって将来野球で生きていくというのはこの二つと思う。

教え子の中にプロへ行ったものは一人もいないが、中学校や高校の監督をしているものが30人くらいはいる。後継者の育成という点ではひとつの私の成果かなと思っている。だから、甲子園は目的にはなっていない。あくまで目標で、それを達成するためには何をしたらいいのかということでチームが成り立っていく。

学業と部活動の両立は、定期考査の1週間前になると部活動は停止になる。試験を合わせると10日間も何もしないというのは、指導者として随分悩んだ。

「寝る前にバットだけは振れよ」「風呂に入る前にせめてダッシュ10本やれよ」といった。しかし、部全体としての活動は一切しなかった。多くの学校はそうだと思う。

シーズン制の堅持も続けられている。11月末で高校野球は対外試合をやらない。昔は12月にほかの部の助っ人を頼まれてラグビーや陸上部に借り出された。

基本的には、学校のあるときには公式試合をやらない。地区によっては、関東大会とか九州大会とか、遠くから参加するような、経済的な負担があるので、連続してせざるを得ないところもあるが、近畿大会では2、3時間でどこの県にも移動できるので、土日しか大会をやらないということを今も守っている。

部活動と学業の両立、もちろん部活動をやる前に高校生であるということは、勉強するために来ているというのが大原則。だから試験の1週間前で部活動はやめる。この間は頭を切り替えて勉強に集中しなさいと、終わったらまた集中して野球をやれよと、集中力を養うことにもなっている。これはもう多くの学校で守られていると思う。

去年問題になった特待生問題。ほとんどが私学だったが、私学が経営を考える場合に、野球をやって、注目を浴びるようになれば、生徒を集める上で容易になるということで、野球特待生制度を導入して生徒集めのためにやったものだろうと思う。

やはり野球は人気があって、世間の注目を集めて、そしてどんどん少子化の中で生徒を確保したいという私学の思いが、ああいうことになったと思う。教育と経営は、本来重なり合ってほしい部分だが、そうも行かない部分も多くあると思う。

戦後間もないときは高校の進学率は低かったが、今は勉強の意欲さえあれば進学できる時代が変わっている。高校生の気質も変わっている。当然野球をやっている高校生の気質も、私自身の時代の思いと、また当然違っている。それだけ回りの環境

が変わっているのを替えていかなければならない部分はあると思う。

私自身スタートは進学校だったが、次に新設校に行った。一から野球部づくりをした。ここに自分がいる場所がある、それを持たせたい。そのためにはクラブ活動をしっかりやらせた。勉強したいからではなくて、何か自分がそこで野球がやれる。高校生としての自分がそこに存在するという生徒もいる。ひとつのチームでもいろいろな思いを持ってやってくる生徒がいる。

学生野球憲章そのものは、なかなかストレートに指導者たちは、今も生徒たちに話していないと思う。ルールを踏み外してしまったときに、みんなに迷惑をかけるんだよということで、具体的に「こういうことをしてはだめ、ああいうことをしてはだめだよ」ということは言うが、憲章そのものをストレートにしゃべることはないと思う。

憲章そのものとしては変化していく部分があってもやむをえないが、変わらないでいてほしいというのもあると思っている。

- 田和委員：指導者は、憲章の教育的な価値を認められておられるようですが、今の憲章に対して、何か注文はありますか。
- 西岡委員：指導者は「ルールは守れよ。絶対に踏み外してはダメだよ」といいます。では本当に全員が守れるのかというと、やはりそうは行かない。そこが一番悩みです。しかし、そのルールの厳しさを否定するということではありません。ただ、それを完全にやり切れない自分自身の指導力のなさということでは、非常に苦しいものがあります。
- 野村委員：憲章は高校生にとって見る機会もなく、分かりにくいという点で、実際に憲章を渡して指導するということはないと思いますね。また指導者が読むにしても理解が難しいという感情は持っているでしょうね。
- 田名部委員：指導をされてきて、他のクラブの先生との違いとか、生徒のこととか悩みはありますか。
- 西岡委員：確かに野球部だけが、大会の結果が新聞等に記事になって名前や個人成績も掲載される。ほかのスポーツですとスコアくらいで、場合によっては決勝だけしか掲載されないことがありますね。一生懸命同じように指導しているのになぜ野球だけがこれだけ注目されて、評価されているんだという反発、批判がくることがある。野球はそれだけ注目を集めているから、生徒たちも自制できる。野球部は常に学校を代表して僕たちは出て行くんだという意識を語ります。
- 辻村委員：部活動の両立ということで、試験の1週間前から部活動をしないというのは、県下の申し合わせか。それとも各学校でということか。
- 西岡委員：学校ごとですが、ほかのクラブも同様です。
- 大谷委員：特待生制度のことですが、特待生が増えたからといって、私学経営の方で生徒が多く集まったという経験はないですね。大学の場合は、スポーツ推薦制度というのがあり、各大学の枠内で採れる。では、その大学は野球のおかげで学生が多く集まるかということそんなことはない。ところが高校の私学の場合には、ありうると思う。有名になればなるほど、あの高校が優勝したとか準優勝したとかといえば、生徒が集まってくる可能性があり、経営者は夢中になると思います。
- 西岡委員：優勝しなくても、野球に一生懸命、力を入れているところはあります。郡部の過疎地では生徒が減っているので、私学は選手を集め、生徒を集めようとする。
- 大谷委員：特待生制度をやる場合、大学と高校とを峻別しなければいけないと思う。各大学には特徴があり、野球のほかサッカーやラグビーなどそれぞれに力を入れてい

るところがある。ところがそういうことをやっていない大学もある。だから高校と大学の特待生問題というのは、同じに考えるのは問題だと思っている。私は憲章は基本的に正しいと思っている。ただし、特待生問題とプロアマ問題とはどう処理していくかが一番大きな問題だと思う。

- 石井委員長：恐らくそれは核心的な問題だと思う。高校と大学、どこまで別で、どこまで共通にするか、これ自体が問題だろうと思う。
- 浦川委員：いわゆる学校当局、あるいは学校長の野球部活動への関与というのはどうですか。
- 西岡委員：私も校長経験者ですが、野球部の父兄会やそのような集まりに呼ばれます。ほかのクラブではほとんどないことです。野球部は弱小でも保護者の意識が違うのかなと思います。
- 浦川委員：實際上、憲章を学校当局というか、高校の組織全体として読んでいますか。
- 西岡委員：校長は半分ぐらいは読んでいると思うが、全員が読んでいるかという自信はないですね。
- 田和委員：条文は読みにくいと思うが、アマチュア問答集は皆さん読んでいますね。要綱とセットするとよいですね。
- 田名部委員：都道府県連盟の会長の中には校長会の席で学生野球憲章を理解してもらったり、説明する機会を定期的持っているところもあります。そういうところが希薄なところは、校長の認識が違っているということがあります。
- 望月委員：現場の実感として、憲章のこの辺は早く直しておかないととか、リクエストはありますか。
- 西岡委員：具体的な部分というのは感じません。ただ、連帯責任というのが随分緩やかになってきましたね。この間の平安高校の事件でも、3年生は事件に一切関わっていないということで最後の大会参加の機会を認めました。これなども取り扱いが変化してきているという現状を表しています。
- 石井委員長：ありがとうございました。それでは次に野村委員、お願いします。
(野村委員は近畿大学付属高校野球部監督として4年間指導、60回選抜、70回選手権大会に甲子園出場、退任後平成11年から6年間、早稲田大学野球部監督を務めた)
- 野村委員：平成11年から6年間、母校の早稲田の監督をしていたということで、この席に呼ばれたと思う。卒業後、企業に就職、社会人野球を10年ほどやって後に、地元大阪に帰り、母校ではないが大学の附属高校の指導を依頼され、4年ほど高校野球の指導をした。その後日本高校野球連盟から委嘱され、技術・振興委員を務めさせてもらった。技術・振興委員というのは、全日本高校選抜チームの選考という仕事もあるが、基本的には高校野球全体の指導に関して研究する機関で、高校野球は1回戦で加盟校の半分に当たる2千校が敗退する。その2千校に目線を落とし、何が必要かということを中心に研究した。例えば金属製バットの消音の問題やバットの反発係数を調べたり、ピッチャーの障害などを勉強しながら、野球を支えている底辺の実際の形を捉えた中で大学の指導に当たったということが、私の指導の出発点ということを説明しておきます。

早稲田の指導は卒業後50年ぶりのことで、当時62歳でしたが、ずっと指導に入れたのは社会人からではなく、そういう過程を経てきたから非常に役立ったと思う。

現役の大学時代には、憲章の制定に関わられた外岡先生が野球部長で、飛田先生もお元気で、よく部屋に呼ばれて訓話を受けた。思い起こすと野球統制令からきて、学

生野球憲章になったという話の匂いが当時あった。

では、私の大学時代とどう違うのかというと、大学野球そのものに人気がない。しかもバブルの崩壊で就職難ということもあり、そういうことと向かい合った学生野球だったと思う。学生時代、神宮で試合があるため、友達に授業の“代返”をかなりしてもらったことがある。「野村の声は神宮から聞こえたな」という先生もおられた。

そうしたことを踏まえて今回大学の監督になったとき、一番考えたのが学業だった。学業と両立させて野球をすることをパーフェクトにやってみようと思った。部員に履修科目を提出させてパソコンに入れる。そうしたら表ができて、大体授業の少ない4つの時間帯が分かった。その4つの練習に監督が立ち会って、同じことを4回やる。それが返って自分個人の練習、高校野球的に言えば、非常に選手との接点が多かった。野球は個を磨くということが基本にあって、チームに集まるという意味では、非常に練習ができたなと思う。ただ、チームプレーや全体練習というのは、日曜、祭日などに限られ、貴重な練習機会だ。

ところで早稲田の部員は3つの推薦制度に分かれている。スポーツ推薦制度、指定校推薦制度、そして系列校の推薦がある。数は大体3分の1ずつ。

あと、奨学制度だが、これも3つくらいあり、新入生の8割くらいが何らかの形で利用している。まず入学のときに使える奨学制度、大学と銀行とが提携している奨学金もあり、これらは償還義務がある。ついで、生活費を含めた学生支援援護貴校奨学金というのか、昔の育英基金。この3つを家庭の事情で利用していた。大学のあり方としては、自分が償還してまでも進学する、そういう制度はよいなと思う。

特待生というのではない。ただし、オリンピックを目指した生徒に対するトップアスリートというのがあるが、野球はそれに入れない。自己申請して、大学が調べて学費を免除するという形があるが、野球はそれに入れない。

6年間の経験を踏まえて学生野球憲章をこれからどうするんだというときに、建前と現実、高校は13条に対しはっきりと膿を出したが、大学は正直言って大学連盟が昨年出した通達の内容から考えて、大学としては非常に難しい進め方になると感じている。

大学は同じ憲章の元にやってきた両輪の一つとして、まず現実をまず出してみても、その中で、大学は違うんだということが高校に分かるように示す作業がいる。

この会議を前に、高校や大学の指導者にいろいろ聞いたが、大学の関係者は憲章を全然見ていない。要するにプロアマのことだけが頭にある。

もう一つ、本当にこの話がうまく進むには、野球界全体の会議だと思う。高校、大学、できたら中学校という教育の組織の中だと話が持ちやすいが、いわゆるプロ野球であたり、クラブの少年野球の世界が肥大化してきたことに関連する問題があるように思う。問題は大学と高校は違うといわれるが、僕は同じ問題が起こっていると申し上げたい。去年の西武の問題は、大学、高校、少年野球がリンクしていた。

西武問題以来、憲章を興味深く見てきた。高校野球が西武問題から発展して、結局は13条の問題になった。今や大学も挙げて検証しようといったときに、高校と大学は違うんだということではなく、西武の問題を考えると一緒に考えようということにならないとだめだと思う。

そこで結局は学業の問題になる。大学のアンケートでも問題として出てくると思う。要するに学業が非常にできない、できなくてもよいというのが問題であって、それはもう数校だと思う。高校の4千校の90%ぐらいいは何の問題もない。私学のわずかな学

校が、ルールというものに対する解釈が違うということがあり、大学でもその数校のためにやらなければならないという問題がある。

例えば、無試験、条件なしの卒業保証、これが現実です。そうすると卒業証書をもったけれど就職はできないとなる。したがって、野球の関係の仕事につきたい、ということは、少年野球も含めた高校のコーチとか、指導者ということになる。

大学と高校の違いはある。しかし、こと野球の高校生からの入れ方に影響が及んでいる現実がある。要するに憲章13条がある。高校野球は大学のそれを準用するとなっている。高校野球は世間の風を受けながら、何かよい方法、憲章の理念の結び付けられるぎりぎりの対応がないかと、今やっている。もし大学側は、システムが違うんだということになれば、ここが違うということを示す作業が必要だと思う。その中で奨学金と特待生制度の区別をしっかりとし、大学の奨学制度にはっきりとうたうべきだと思う。人によって、奨学金を特待生制度と思ったり、特待生制度が奨学金みたいに思うことのないよう、きれいにしておかねばならない。

それとこの間も起きたが、暴力制裁という問題もある。勝利至上主義の強さの余りで、危機管理として持つておかねばならない。

もう一つは、スポーツメーカーとの対応だ。有名な選手、トップアスリートが大学へ来るわけですから、メーカーからの無償提供というものをこの際どうするか、要するに高校はダメで、大学はよいなどという話はない。このあたりはぜひ一緒にやっていかなければならない。

ところで高野連を非難するわけではないが、野球統制令からの流れで、上からの命令形というのがあるように思う。当時はそうでないとできなかつた時代だと思うが、一度根本的に考え直し、民主的な自治というのは参加者自身や、指導者、加盟校の学校関係者を含めて憲章をみんなで考えるべきだと思う。

ルールというのはどうしても自分に有利に解釈する。自分流に解釈して流れてしまう。しかし、みんなが参加した中で決めたルールというものであれば、逆にやりやすいと思う。

そこで内藤さん、大学連盟の権限というのはどうなっているか？加盟校との関係は余りないのか？

- 内藤事務局長：野球憲章でいくと、全日本大学野球連盟というのは余り出てこない。各リーグが遵守しなさいとなっている。要するに、26連盟が主催団体としてしっかりやりなさいと規定している。昭和25年の時点では全日本大学野球連盟はまだ設立されていない。
- 野村委員：高校野球と違うのは、各大学野球連盟の独自性の違いがあると思う。各大学の歴史とか考え方にかなり幅があり、一つの正解というようなものはないような気がする。
- 石井委員長：ありがとうございます。この規約の問題は、野球人の自立、つまり、学生野球の関係者が、自分で憲章を見直し、憲章を作り直すのだということでない、上から与えられたものでは、絶対に守られない。
- 大谷委員：やはり、大学と高校は違うと思う。野球をやる精神は同じだと思うが、高校は子供、大学は大人の集まりだと思う。そういう意味で、13条も見直さなければいけない。それから26大学連盟も学生野球憲章に基づいていると思う。仮に各連盟の独自性というものがあっても、これから独立していったら、めちゃくちゃになってしまう。今加盟校にアンケートを出しているなのでその意見を待っている。しかし、26連盟

が、あまり独自性、独自性といったら、よくない。やはりこの憲章の枠内でやるべきだと思う。

- 石井委員長：高校生は仮に鶏に例えるとヒヨコの段階で、大学は多分、若鳥の段階だと思う。いずれにしてもちゃんと育てなければいけないという点では、我々は、同じ素材を相手にしている。まさに共通に日本で生まれた卵、あるいは素材を、如何に立派な野球選手、そして野球人、社会人、国家の担い手に育て上げていくのかということが、我々の共通の課題だと思っている。

どうしてもダメだといったら、もう学生を二つに分ける選択肢だって理論的にはある。それが本当によいのか、これは教育の問題に立ち戻るべきだと思う。教育というのは、知育・体育・徳育というが、この3本柱が整っていなければいけない。卒業の条件と、教育機関が社会に送り出す人間に対してどういう責任を持つかというのと別だと思う。ある程度関連はする。

教育の条件、あるいは大学卒の要件、学力の要件は一体何かといえれば千差万別で、そこは多様であっていいと思う。しかし、さっきの3本柱がきちんと整った大学教育というのがあって、はじめて「私たちは大学の卒業生を送り出している」ということが言えるはずですから、そこを押さえた上で、この野球素材をどう我々がきちんと育てるのが問題。プロ野球に対して敵対意識だけで物事が解決するわけではないし、ではまったく自由にすればよいのか、それは個人の責任だとか言ったら、それは教育機関としての責任は、私は果たせないだろうと思うので、まさに高校と大学の野球関係者が、自分で考えて自分で規律していくということを、ぜひお願いしたい。そのお手伝いをするので、引き受けた仕事です。本日はどうもありがとうございました。

以上のような議論のあと、次回は愛知医科大学准教授の馬場礼三氏から学業とスポーツの両立という点からお話しをいただき、全日本大学野球連盟のアンケート報告。また次回は公開とすることに決めた。